

発行番号 第 [] 号



平成 [] 年 [] 月 [] 日

登録番号 第 E-[] 号

合格証書番号 第 K-[] 号

[] [] [] [] 様

公益財団法人社会福祉振興・調査
理事長 格

SAMPLE

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は令和5年3月31日が資格登録有効期限ですが、第30回^{実施回}介護福祉士試験合格により、あなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以降も有効です。
- この通知書は登録証と一緒に大切に保管してください。

発行番号 第 [] 号

令和 [] 年 [] 月 [] 日
登録番号 第 E-[] 号

[] 様

公益財団法人社会福祉振興・
理事長 []

SAMPLE

資格登録有効期限解除通知書

あなたが受けた社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「改正法」という。）附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は令和5年3月31日が資格登録有効期限ですが、改正法附則第6条の3に規定する介護等の業務に従事したことにより、あなたの資格登録有効期限を解除しましたので通知します。

- この通知書をお受け取りになったことによる手続きはありません。
- あなたの改正法附則第6条の2第1項による介護福祉士の登録は資格登録有効期限（5年経過日）の翌日以後も有効です。
- この通知書は登録証と一緒に大切に保管してください。